

菜の花館園原 運営規程

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみの杜が設置運営するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護「菜の花館園原（サテライト型居住施設）」（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に努めるものとする。

- 2 施設は、支援機能を有する特別養護老人ホーム菜の花館（以下「本体施設」という。）のサテライト型居住施設として、本体施設と密接な連携の確保に努めるものとする。
- 3 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令を遵守するとともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 菜の花館園原
- 二 所在地 沼田市利根町園原 870 番地

(入居定員)

第4条 施設の入居定員は、20名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 一 ユニット数 | 2 ユニット |
| 二 ユニットごとの入居定員 | 10名 ユニット1 10名
ユニット2 10名 |

第2章 従業者及び職務内容

(従業者の職種、定数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、定数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（施設長）1名（本体施設及び併設短期入所生活介護と兼務）
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- 二 生活相談員 常勤換算方法で1名以上

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 介護支援専門員 1名以上

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

四 介護職員又は看護師若しくは准看護師

常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1名以上
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

五 看護職員 常勤換算方法で1名以上

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、健康管理及び施設の保健衛生業務に従事する。

六 医師 1名以上（嘱託医）

入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

七 管理栄養士 1名以上（本体施設の職員による）

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

八 機能訓練指導員 1名以上（本体施設の職員による）

入居者の日常生活に必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。

九 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

十 調理員（業務委託）

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

第3章 入居及び退居

（内容及び手続きの説明、同意等）

第6条 施設は、あらかじめ入居申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居申込者の同意を得るものとする。

2 施設は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認、申請に係る援助）

第7条 施設は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新申請が、遅くとも第1項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入居)

- 第8条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。
- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、面接又はその者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、趣味、嗜好、家庭環境及び指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

(退居)

- 第9条 施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、入居者又はその家族等に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。
- 一 入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき
- 二 入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院することが見込まれるとき
- 三 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき
- 四 入居者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納したとき
- 2 入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
- 一 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき
- 二 入居者が死亡したとき
- 三 入居者又はその家族等が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき
- 四 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき
- 五 入居者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき
- 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき
- 3 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

- 第10条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該被保険者証に記載するものとする。

(入居者の入院中の取扱い)

- 第11条 施設は、入居者について、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居できるよう努めるものとする。

第4章 施設サービスの内容及び利用料等

(サービスの取扱方針)

- 第12条 施設は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、第13条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
 - 5 従業者は、施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
 - 6 施設は、入居者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 7 入居者の人種、社会的身分、宗教、思想等によって差別的又は優先的取扱を行なわないものとする。

(施設サービス計画)

- 第13条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたって、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、施設サービス計画上に社会資源の活用を位置づけるよう努めるものとする。
 - 3 介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
 - 4 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、入居者及びその家族等に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
 - 5 介護支援専門員は、入居者の希望、入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供上の留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成するものとする。
 - 6 介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対するサービスの提供にあたる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 7 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族等に対して説明し、文書により同意を得なければならない。
 - 8 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。

- 9 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、入居者及びその家族等並びに担当者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
- 一 定期的に入居者に面接を行う
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録する
- 11 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 一 入居者が要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 介護支援専門員は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとし、検討にあたっては、サービス担当者会議において協議するものとする。
- 13 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

- 第14条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
- 一 日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
 - 二 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（やむを得ない場合は清拭）
 - 三 心身の状況に応じた排泄の自立についての必要な支援
 - 四 おむつを使用せざるを得ない入居者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
 - 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
 - 六 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制の整備

（食事の提供）

- 第15条 食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者ができる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 3 疾病等により医師の特別な指示がある入居者に対しては、その指示に基づき、症状に適した食事を提供するよう努めるものとする。
- 4 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重

しつつ、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることのできない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

(相談及び援助)

第 16 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 17 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族等において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 18 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 19 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

- 2 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関等に引き継ぐものとする。

(施設サービス利用料及び費用等)

第 20 条 第 14 条から第 19 条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事等の提供に要する費用
 - 五 理美容代
 - 六 日常生活上必要となる諸費用
 - 七 教養娯楽に要する費用（クラブ活動等における入居者個人の趣味による材料費等）
 - 八 複写物の交付
 - 九 契約終了後も居室を明け渡さない場合の費用

- 十 外出時の送迎費用（入居者の希望による）
- 十一 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適當と認められる便宜の提供
- 3 前項に規定する具体的な費用については、別表のとおりとする。
- 4 第2項各号に規定するサービスの提供にあたっては、入居者又はその家族等に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者又はその家族等の同意を得るものとする。
- 5 施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき支払いを受けたときには領収書を、それぞれ入居者又はその家族等に交付するものとする。また、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
- 6 施設は、第2項に規定する食費及び居住費、その他の額を変更するときは、あらかじめ入居者又はその家族等に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。

第5章 施設利用にあたって入居者が留意すべき事項

（外出及び外泊）

- 第21条 入居者は、外出又は外泊しようとする場合は、あらかじめ、行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設に届け出て、許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

（面会）

- 第22条 入居者に面会をしようとする者は、面会受付用紙に所定事項を記載し、管理者の確認を得て面会しなければならない。

（健康保持）

- 第23条 入居者は、努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

（身上変更の届出）

- 第24条 入居者は、身上に関する重要な事項の変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（禁止行為）

- 第25条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 一 管理者が定めた場所と時間以外での喫煙又は飲酒
 - 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること
 - 三 けんか、口論、泥酔、暴力行為等で他人に迷惑をかけること
 - 四 生き物、包丁・刃物類、火気を発する物、その他取扱危険物等の持ち込み
 - 五 施設、設備その他の備品を破損し、又は持ち出すこと
 - 六 他人に迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動

七 その他管理者が定めたこと

(損害賠償)

第 26 条 施設は、入居者が故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、入居者又はその家族等にその損害を弁償させ、又は原状に回復させることができる。

第 6 章 緊急時等の対応

(緊急時等の対応)

第 27 条 施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、入所者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 28 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 施設は、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 入居者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第 8 章 その他施設の運営に関する重要事項

(施設サービスの評価)

第 29 条 施設は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第 30 条 施設は、施設サービスに関する入居者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、速やかに事実関係を調査し、対応の結果について入居者又はその家族等に報告するとともに、その内容等を記録するものとする。

3 施設は、入居者等からの苦情に関して、保険者及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 施設は、苦情を申し立てた入居者に対して、いかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(事故発生時の対応)

第 31 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

一 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

- 二 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施
- 2 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項において、施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第32条 施設は、入居者の保健衛生の維持向上並びに施設における感染症及び食中毒の発生又は蔓延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- 二 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備
- 三 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修の実施

(身体拘束の制限)

- 第33条 従業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、委員会等において検討し、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第34条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(掲示)

- 第35条 施設は、その見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料、苦情解決の手順、その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

- 第36条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様とする。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者又はその家族等の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(地域との連携)

第38条 施設は、その運営にあたっては、地域との交流を図るものとする。

(入居者に関する保険者への通知)

第39条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(運営推進会議)

第40条 当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、所在する市町村の職員、地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び当事業所についての知見を有する者等とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第41条 施設サービスの実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては、次に掲げる記録を整備するものとする。

- 一 施設サービス提供に関する記録
 - イ 施設サービス計画書
 - ロ 施設サービスの提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に関する記録
 - 二 第30条の苦情に関する記録
 - 三 第31条の事故発生に関する記録
 - 四 第39条に規定する保険者への通知に関する記録
- 2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

(法令との関係等)

第42条 この規程に定めのない事項については、介護保険法その他関連法令の定めるところによる。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人なごみの杜と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年12月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

別表（第20条関係）

1. 食事の提供に要する費用（1日あたり）

料金の種類	(通常) 第4段階	介護保険負担限度額認定者			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1,445円 ／日	1,360円 ／日	650円 ／日	390円 ／日	300円 ／日

2. 居住に要する費用（1日あたり）

料金の種類	(通常) 第4段階	介護保険負担限度額認定者		
		第3段階	第2段階	第1段階
居住費 (ユニット型個室)	2,066円 ／日	1,370円 ／日	880円 ／日	880円 ／日

※外泊または入院時に、お部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。

その場合、入院後6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）は上記区分に従いご負担いただきます。それ以外の期間は1日あたり2,066円のご負担となります。

3. その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費（入居者の希望による）
理美容代	カットのみ 1,500円／回 カット・顔剃り 2,000円／回 丸刈り 1,300円／回 パーマ 4,500円／回 毛染め 4,500円／回 （パーマと毛染めは、カット・シャンプー・ブロー付）
日常生活費	実費（個人で使用するもの等）
教養娯楽に要する費用	材料費の実費 (入居者の趣味によるもの等)
複写物の交付	1枚につき 10円
契約終了後も居室を明け渡さない場合	10,000円／日 (現実に居室が明け渡されるまで)
外出時の送迎費用	1kmあたり 50円（入居者の希望による）

*介護保険負担割合証の負担割合が2割または3割の方につきましては、基本料金及び加算が2倍または3倍になります。